

図書館の雑誌に  
広告を掲載しませんか？

雑誌

スポンサー  
大募集!

## 雑誌スポンサーって？

庄内町立図書館に雑誌をご提供いただくかわりに、提供雑誌の最新号の表紙・裏表紙・棚部分にスポンサー名と広告を掲載いたします。

### 【対象】

庄内地域に事業所を有する法人その他の団体、又は事業を営む個人。

町内外の図書館利用者に、貴社のPRができます

令和5年7月18日(火)に  
図書館分館がオープン!

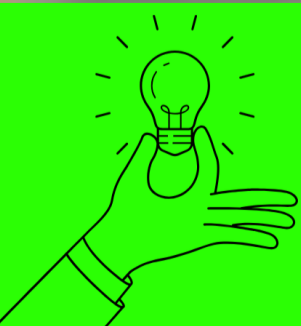
(庄内町立川複合拠点施設内)

9月30日(土)に新図書館本館が仮オープン!

令和6年5月には、記念館を含む、新図書館全館オープン予定です。

ご興味のある方は  
お気軽にお問い合わせください。

庄内町立図書館  
TEL 0234-43-3039



## 雑誌スポンサー様は…

おおむね1年（年度途中からの提供については当該年度を1年）以上継続して図書館に雑誌を提供することができる庄内地域に事業所を有する法人その他の団体又は事業を営む個人のかたです。



## 広告のイメージ

館内雑誌コーナーの雑誌架にもスポンサー名を掲示します！



- 1 図書館が作成する雑誌リストから提供する雑誌を選定していただきます。  
<図書館は、最新号にかける閲覧用カバーの表面に雑誌スポンサー名を掲出します>
- 2 提供雑誌の閲覧用カバーの裏面に広告を掲出することができます。  
広告の規格は、雑誌のサイズ以内とし、モノクロ又はカラーの片面印刷で、雑誌スポンサー様が作成するものとしします。
- 3 「図書館雑誌スポンサー申請書（様式第1号）」に次の書類を添えて、教育委員会に提出していただきます。
  - (1) 申請者の事業内容が分かるもの
  - (2) 町外に住所又は所在地のあるものは、申請書を提出する3月以内に発行された市町村税等（個人の場合は、国民健康保険税を含む。）の滞納がないことを証明する書類
  - (3) 広告の掲出を希望する場合は、広告の原稿
- 4 雑誌を提供する期間は、雑誌スポンサーとなることが決定した日の翌月の1日から当該年度の末日までとなります。（翌年度についても、ご継続をご検討いただければ幸いです）
- 5 教育委員会の指定する雑誌納入業者に提供雑誌を発注し、直接図書館に納品していただきます。
- 6 雑誌の購入及び納品に要する費用をご負担いただきます。納入業者の請求により納入業者へ直接お支払いいただきます。
- 7 提供雑誌の所有権は、図書館に帰属するものとなります。  
どうぞ、ご了承ください。